

福岡県公報

平成30年9月7日
第4024号

目次

告示(第762号-第764号)

- 道路の占用の制限 (道路維持課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 7
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 7
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 8
- 意見募集の結果の公示 (自然環境課) 8
- 意見募集の結果の公示 (自然環境課) 8
- 平成30年度砂利採取業務主任者試験の実施 (工業保安課) 9
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) 9
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 9
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) 10

労働委員会

- 福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿 (労働委員会事務局調整課) 10

収用委員会

- 土地収用法に基づく裁決手続開始の更正決定 (用地課) 11

告示

福岡県告示第762号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	飯塚大野城線	大野城市大字中831番5先から 大野城市大字中86番1先まで	那珂県土整備 事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年9月21日

福岡県告示第763号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

糸島市・糟屋郡宇美町・糟屋郡篠栗町・太宰府市・筑紫郡那珂川町・福岡市・古賀市（以上七市町国国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採は禁止する。

糸島市国国有林（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	八女春線	前	朝倉市杷木星丸695番1 先から 朝倉市杷木星丸1581番1 先まで	4.0 ～ 15.8	447.0
			後	朝倉市杷木星丸695番1 先から 朝倉市杷木星丸1581番1 先まで	11.5 ～ 19.5	447.0

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 スーパーセンタートライアル久留米店
 - (2) 所在地 久留米市御井旗崎四丁目1-6 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 スーパーセンタートライアル久留米上津店
 - (2) 所在地 久留米市上津1654番地-1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成30年8月21日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 イオンモール福津
 - (2) 所在地 福津市日蒔野六丁目16番地1 外
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 他116社	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 他110社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成30年8月21日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンモール福津
- (2) 所在地 福津市日蔭野六丁目16番地1 外
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場No.1	126台	駐車場No.1	126台
駐車場No.2	2,650台	駐車場No.2	2,650台
駐車場No.3	729台	駐車場No.3	309台
合計	3,505台	合計	3,085台

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成30年8月10日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 新入パワータウン
 - (2) 所在地 直方市大字下新入字上中曾根522-2 外

3 建物設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

福北都市開発有限会社 代表取締役 田代 恵祐 直方市大字下新入627番地1たしろビル2階	福北都市開発有限会社 代表取締役 田代 恵祐 直方市大字下新入548番地6
株式会社やまだい 代表取締役 山下 哲生 筑紫野市二日市南三丁目7番8号	株式会社やまだい 代表取締役 山下 哲生 筑紫野市二日市南三丁目7番8号
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮 東京都港区浜松町二丁目4番1号	オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮 東京都港区浜松町二丁目4番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社やまだい 代表取締役 山下 哲生 筑紫野市二日市南三丁目7番8号	株式会社やまだい 代表取締役 山下 哲生 筑紫野市二日市南三丁目7番8号
株式会社くすりのコーエイ 代表取締役 田中 元伸 田川市新町23番47号	株式会社くすりのコーエイ 代表取締役 田中 元伸 田川市新町23番47号
株式会社プロスパー 代表取締役 相部 比美美 田川市魚町1番14号	株式会社プロスパー 代表取締役 相部 光伸 田川市大字夏吉194-43
株式会社紀之国屋 代表取締役 中村 大志 直方市大字頓野字三本松970	株式会社紀之国屋 代表取締役 中村 大志 直方市大字頓野字三本松970
株式会社イエローハット 代表取締役 堀江 康生 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号 馬喰町第一ビルディング	株式会社イエローハット 代表取締役 堀江 康生 東京都千代田区岩本町一丁目7番4号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田 英二 福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田 英二 福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
	株式会社九州セიმス 代表取締役 羽田 洋行 大分県大分市大字羽屋29番地の4

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年8月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 新入パワータウン
 (2) 所在地 直方市大字下新入字上中曾根522-2 外

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,015㎡
 (変更後) 6,033㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	変 更 前	変 更 後
駐車場	976台	348台
合計	976台	348台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	変 更 前	変 更 後
駐輪場No.1	70台	70台
駐輪場No.2	20台	18台
駐輪場No.3	15台	50台
駐輪場No.4	20台	20台
駐輪場No.5	50台	17台

合計	175台	175台
----	------	------

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設No.1	28㎡	28㎡
荷さばき施設No.2	28㎡	28㎡
荷さばき施設No.3	50㎡	40㎡
荷さばき施設No.4	32㎡	40㎡
荷さばき施設No.5	32㎡	40㎡
合計	170㎡	176㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	変 更 前	変 更 後
廃棄物等保管施設No.1	24.22㎡	24.22㎡
廃棄物等保管施設No.2	13.20㎡	13.20㎡
廃タイヤ置場	17.46㎡	-
廃棄物等保管施設No.3	24.94㎡	24.94㎡
廃棄物等保管施設No.4	-	3.55㎡
合計	79.82㎡	65.91㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変 更 前		変 更 後	
A棟	午前10時00分～午後8時00分	A棟	変更なし
B棟		B棟	
C棟		C棟	
C棟	午前10時00分～午後7時00分	C棟	
K棟	24時間営業	K棟	
L棟	-	L棟	午前9時00分～午後10時00分

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
出入口の数	出入口の数
4	3

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷さばき施設No.1	午前6時00分～午後10時00分	荷さばき施設No.1	変更なし
荷さばき施設No.2		荷さばき施設No.2	
荷さばき施設No.3	24時間	荷さばき施設No.3	
荷さばき施設No.4		荷さばき施設No.4	
荷さばき施設No.5	-	荷さばき施設No.5	

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成30年8月21日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめマート豊前
 - (2) 所在地 豊前市大字岸井394番地
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社スーパー大栄 代表取締役 松島 三秋 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	株式会社スーパー大栄 代表取締役 松本 淳 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社スーパー大栄 代表取締役 松島 三秋 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	株式会社スーパー大栄 代表取締役 松本 淳 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成30年8月21日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめマート行橋
 - (2) 所在地 行橋市中津熊285-1
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社スーパー大栄 代表取締役 松島 三秋 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	株式会社スーパー大栄 代表取締役 松本 淳 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
--	---

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社スーパー大栄 代表取締役 松島 三秋 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	株式会社スーパー大栄 代表取締役 松本 淳 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成30年8月21日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ゆめマート大刀洗
 - 所在地 三井郡大刀洗町大字下高橋字十の江606番地1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

株式会社スーパー大栄 代表取締役 松島 三秋 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	株式会社スーパー大栄 代表取締役 松本 淳 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
--	---

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社スーパー大栄 代表取締役 松島 三秋 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	株式会社スーパー大栄 代表取締役 松本 淳 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成30年8月21日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ゆめマート田川大任
 - 所在地 田川郡大任町大字今任原字有次3077番地
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

株式会社スーパー大栄
代表取締役 松島 三秋
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

株式会社スーパー大栄
代表取締役 松本 淳
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社スーパー大栄 代表取締役 松島 三秋 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	株式会社スーパー大栄 代表取締役 松本 淳 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

日栄通建開発株式会社

(2) 所在地

直方市大字下境323番地の5

(3) 代表者

代表取締役 森口 真吾

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成30年8月29日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当する。

公告

福岡県立自然公園条例に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、平成30年5月22日から平成30年6月20日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成30年8月16日に改正しました。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

環境部自然環境課自然公園係

電話：092-643-3369

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

自然公園法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の設定案について、平成30年5月22日から平成30年6月20日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成30年8月16日に設定しました。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

環境部自然環境課自然公園係

電話：092-643-3369

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

平成30年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成30年11月9日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚及び受験手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 受験票・写真票1部

イ 受験願書及び受験票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手（1部まで。2部又は3部の場合は140円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還し

ない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成30年9月18日（火曜日）から同年10月12日（金曜日）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成30年10月12日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成30年12月上旬までに発表する。発表は、福岡県公報に掲載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の試験に関する事項の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
筑後東部第1期土地改良区	平成30年8月29日

公告

矢部川左岸土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
今村 保則	みやま市瀬高町下庄219番地1
四牟田敏光	みやま市高田町江浦541番地

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、糸島市前原東土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

1 就任した理事

氏名	住所
井上 靖	糸島市前原南二丁目25番11号
井上慎一郎	糸島市篠原東一丁目1番40号

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字伊加利2199番8及び2199番12

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川市大字伊加利2199番地1

三好食品工業株式会社

代表取締役 三好 兼治

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

平成30年9月7日

福岡県知事 小川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人共生の里	行橋市南泉二丁目28番2号	行橋市門樋町3番7号	平成30年8月21日

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

平成30年9月7日

福岡県労働委員会会長 後藤 裕

氏名	現職等	備考
上田 竹志	九州大学大学院法学研究院准教授	現公益委員
大坪 稔	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
後藤 裕	弁護士	同上
徳永 響	弁護士	同上
南谷 敦子	弁護士	同上
森 裕美子	弁護士	同上
山下 昇	九州大学大学院法学研究院教授	同上
上野 茂伸	日本労働組合総連合会福岡県連合会特別執行委員	現労働者委員
隈本 泰清	U A ゼンセン福岡県支部支部長	同上
島添 幹子	自治労福岡県本部特別執行委員	同上

高田章男	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会書記長	同上
堂原弘志	九州電力労働組合北九州支部執行委員長	同上
西村芳樹	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
吉村淳治	自動車総連福岡地方協議会議長	同上
有馬紀顕	福岡県経営者協会専務理事	現使用者委員
井上真紀	(株)岩田屋三越人事・人財開発担当	同上
熊手艶子	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上
竹内直行	(株)井筒屋本店業務グループ長	同上
樋口和光	九州電力(株)人材活性化本部部长	同上
松岡嘉彦	福岡県経営者協会顧問	同上
宮田克彦	博多バスターミナル(株)代表取締役社長	同上
五十君麻里子	九州大学大学院法学研究院教授	前公益委員
井上智夫	弁護士	同上
大塚康宏	電機連合福岡地方協議会議長	前労働者委員
高島喜信	前日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
鍋島初美	福岡県教職員組合特別執行委員	同上
大石昌彦	(株)福岡運輸ホールディングス管理本部副本部長	前使用者委員
神代暁宏	福岡県福祉労働部長	
大羽智朗	福岡県福祉労働部労働局長	
田上喜之	福岡県福祉労働部労働局労働政策課長	
武田誠一	福岡県労働委員会事務局長	
森美知子	福岡県労働委員会事務局次長(兼)調整課長	
山本隆二郎	福岡県労働委員会事務局審査課長	

収用委員会

福岡県収用委員会告示第9号

平成30年7月24日付け福岡県収用委員会告示第2号で公告した京築広域都市計画道路事業3・4・52-10号上町沓川池線に係る裁決手続開始の決定について、次のとおり更正したので、公告する。

平成30年9月7日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

豊前市

2 事業の種類

京築広域都市計画道路事業3・4・52-10号上町沓川池線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔()は公簿地積〕
福岡県豊前市大字八屋	1708番1	畑	19.27(19)平方メートルのうち収用しようとする土地の面積0.41平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人今橋八十治の法定相続人

今橋好郎(持分60分の13)

福岡県豊前市大字八屋1532番地1

白川清子(持分60分の13)

福岡県行橋市南大橋六丁目5番12号

田村ユキ子(持分60分の13)

福岡市東区松崎四丁目24番23号

黒土俊二(持分120分の13)

大分県中津市大字福島2240番地4

黒土雅英(持分360分の13)

大分県中津市大字大悟法27番地8

黒土俊也(持分360分の13)

福岡県築上郡吉富町大字今吉316番地16

黒土和昭(持分360分の13)

福岡県豊前市大字松江1104番地29

久次敏昭(持分120分の4)

福岡市早良区干隈四丁目23番21号

相原典子（持分120分の4）

北九州市若松区高須西二丁目5番5号

久次和明（持分120分の4）

福岡市中央区今川一丁目12番10号

寺本順子（持分120分の4）

福岡市東区筥松一丁目20番9号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続開始の決定を更正した年月日
平成30年8月24日